



# 最高規範性

## 2つの意味

1. 逗子市の自治経営の基本規範（体系化）
2. まちや暮らしをよくしていくための基盤（土台）としての規範

- 具体化する仕組みをつくっていく
  - ・ 協働条例
  - ・ 地域コミュニティ促進条例
- 実践を続けていくこと

# 最高規範＝実効性を高めるために ⇒「自治基本条例」とは何か

1. 自治の基本に戻る（市民自ら考え、判断する＝当事者性）
2. これまで力を出していない人が存分に力を発揮する  
（9人野球のルール）

これで、**難局を乗り越切っていく**

自治基本条例で大いに力を出してもらおう  
**市民**が変わる

1. 自治の当事者として、自ら考え、判断する
2. 知識、経験、行動力を存分に発揮する市民

- ・市民の位置づけ
  - ・市民の権利と役割
- ・参加、協働を後押しする規定
  - ・情報共有
  - ・参加協働の規定
  - ・支援のための規定



# 自治の当事者 市政に関心を持つ、考える

候補者のための選挙から、有権者のための選挙に

## 市長選挙・公開政策討論会(新城市)

自治基本条例の発展

「さあ、関さに行こう。このまちの未来を。」

新城市長選挙立候補予定者  
**公開政策討論会**

パネリスト 白井倫啓 氏  
徳高次 氏  
山本拓哉 氏

**作手会場 テーマ: どうなる人口?** 人口政策  
10月5日(木) つくま交流館 ホール  
19:00~

**鳳来会場 テーマ: かせぐまち** 産業政策  
10月12日(木) 新城市開発センター 3階大会議室  
19:00~

**新城会場 テーマ: みんなでつくるまち** 市民自治政策  
10月19日(木) 新城文化会館 小ホール  
19:00~



(まちづくりの基本原則)  
第4条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。  
(1) 市民主役の原則 市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます

公開政策討論会条例へ(新城市)

# 市民自らが、自治の当事者になる

自治基本条例の発展

## 市民ファシリテーター（牧之原市）

「対話による協働のまちづくり」を推進するため、参加した市民が楽しく主体的に話し合うために技術が必要となる。

この役割を専門家に依頼するのではなく、市民自身に担ってもらうため、「まちづくり協働ファシリテーター」養成講座を開催し、技術を習得してもらう。

(対話の場とひとづくり)

第14条 市は、自由な立場でまちづくりについて意見交換できる対話の場を設置するよう努めるものとする。

2 市は、協働のまちづくりを進めるための人材の育成に努めるものとする。



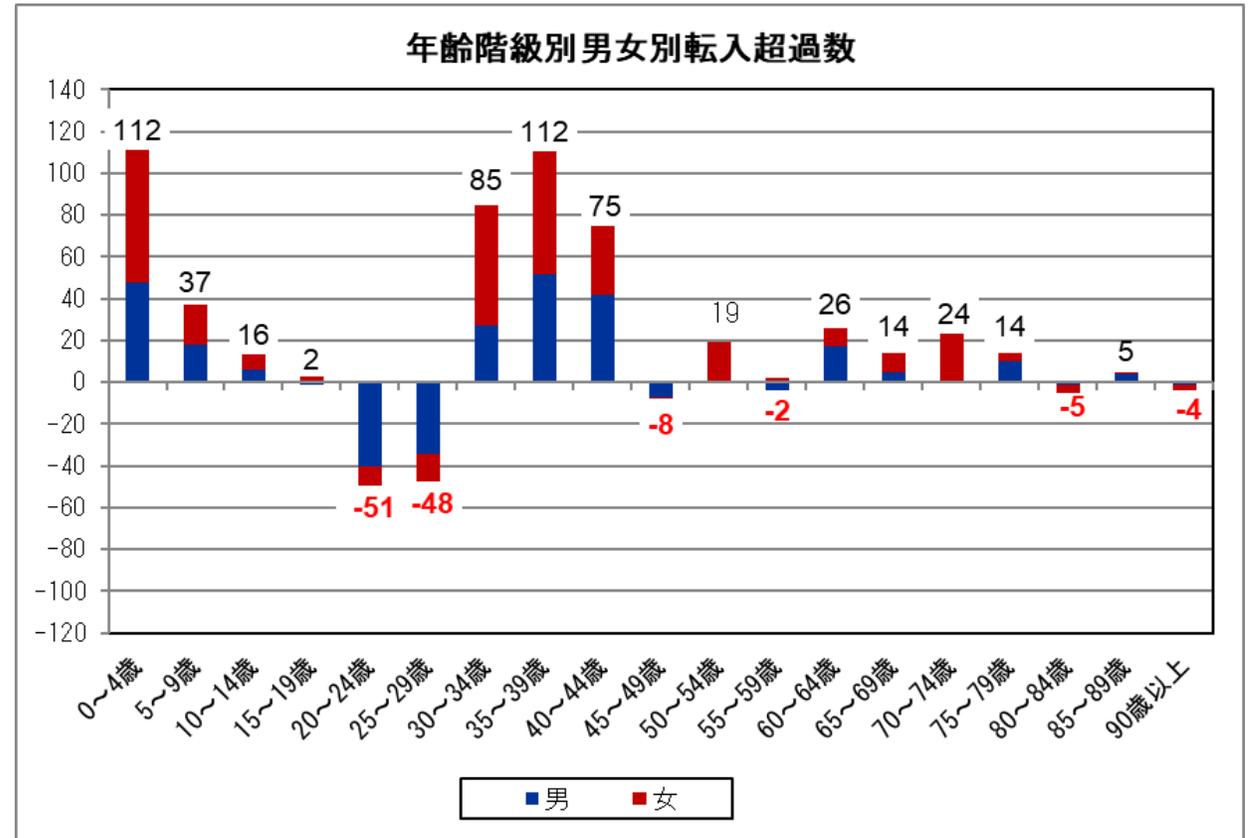
# 若者に存分に力を発揮してもらおう

自治基本条例の発展

## 若者議会



## 逗子市



若者に1000万円の予算提案権（愛知県新城市）

自治会・町内会にも、存分に力を発揮してもらおう

自治基本条例の発展

# 守る自治会・稼ぐ自治会



きらりよしじまネットワーク

# 事業者も存分に力を発揮してもらおう

## <ふるさと納税>

- お礼品の品数が日本一  
お礼品数 1,000品以上（140社）  
2位以下を圧倒

たった1年半で日本で2番になった

(事業者が尊重されること及び守ること)

第8条 事業者は、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めます。

2 市民(事業者を除く。)、議会及び市長等は、事業者が行う経済活動がまちづくりに貢献するものであることに鑑み、事業者の活動に対する理解に努め、事業者とともにまちづくりに取り組みます。

オール焼津で産業振興に取り組みます！



# 自治基本条例で大いに力を出してもらおう 職員も存分に力を発揮する

## 1. 地方自治法の職員 市長の補助機関

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる（地方自治法153条）。

## 2. これからの職員



▪ 市民や事業者を  
後押しする職員

### (職員の責務)

第13条 職員は、市民のために働く者として、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います。【新城市自治基本条例】

議会・議員も存分に力を発揮する

行政や市民が力を出す根拠をつくる

目の前に課題があっても、  
→どこに法的根拠があるのだというクレーム

職員が安心して行動できる裏付けをつくる  
条例・・・正当性、納得性が高いから



空き家対策条例

空き家への立ち入り調査

# 市民、行政、議員の3者が一堂に会し、知恵を出す（焼津市）

平成 27 年度 焼津市自治基本条例

## まちづくり市民集会 大ワールドカフェ

様々な参加者が集まって焼津市への想いを語る会です  
今回のテーマは「縁(えん)」  
カフェのような雰囲気、みんなで話をしませんか？



日時 平成 27 年 12 月 19 日(土)13:30~16:30 (受付 13:00~)  
会場 焼津市総合福祉会館 ウェルシップ 多目的ホール  
申込方法 12 月 11 日(金)までに電話またはメールでお申し込みください  
※どなたでも参加できます。参加費無料

◇テーマ：縁とつながりて育む「住み続けたい焼津」  
～多様な幸せを生み出す「ホシモノの地方創生」に向けて～

- 話題提供・事例発表  
「焼津市未来創生総合戦略」について  
「市議会の議会改革の取り組みと焼津のまちづくり」について  
「まち・ひと・しごと」の市民のホシネ  
～若者の立場から・地元企業の立場から・働く女性の立場から 発表
- ポイントの取りまとめ コーディネーター 松下 啓一 氏  
(相模女子大学 人間社会学部社会マネジメント学科 教授)
- みんなでワークショップ 参加者同士で意見交換を行います

9人で野球  
をやる



議会も主催者

(まちづくり市民集会)

第 17 条 市長は、協働してまちづくりを進めるため、まちづくり市民集会を開催します。

2 まちづくり市民集会は、市民、議員及び市長等が参加し、地域社会の課題や焼津市の未来について意見交換し、情報を共有することを目的とします。

3 市長は、特別の事情がない限り、まちづくり市民集会を年 1 回以上開催します。